

2022年9月1日

取引先各位

東京都港区元麻布三丁目4番41号
株式会社アップライツ
代表取締役 山田公平

株式会社オウケイウェイブからの通知書受取について

当社は、本書添付のとおり、株式会社オウケイウェイブ（以下、「OKWAVE」といいます）より、同社発行の通知書を受け取りましたのでお知らせいたします。

OKWAVEからの貴重なご意見として拝読したく存じますが、推定を根拠とする記載や明確な根拠を有さない断定が大部分であることや、主に時系列を中心とした前提とする事実、OKWAVEの呼称する旧経営陣と新経営陣の取扱い並びに負うべき権利義務について見解の相違があることから、当社の5営業日を標準回答期間として、追って当社リリース用ウェブサイトへ回答を公開すると共に、その旨をOKWAVE宛て通知する予定です。

本書に関する問合せ並びに取材等につきましては、前記回答の公開後、回答に記載された指定の連絡先までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

添付書類

1. 株式会社オウケイウェイブ発行 通知書

以上

2022年8月31日

〒106-0046

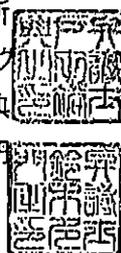
東京都港区元麻布三丁目4番41号
株式会社アップライツ
代表取締役社長 山田公平 殿

〒102-0083

東京都千代田区麹町3丁目5番2号
ビュレックス麹町507
川戸淳一郎法律事務所
株式会社アップライツ
代理人弁護士 川戸淳一郎 先生

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
有楽町電気ビル南館5階552
弁護士法人ニューポート法律事務所
警告人 株式会社オウケイウェイヴ
代理人弁護士 戸田裕典
同弁護士 鈴木多門



通知書

(貴社自己株式取得の無効の件)

前略

当職らは、株式会社オウケイウェイヴの代理人として、貴社に対し、下記のとおり、当社子会社であるOKFUNDLP（以下「本組合」といいます。）が保有する貴社株式の自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）が無効であることを通知します。

記

最初に、本自己株式取得について、当社として、その承諾を行った事実はありません。無論、当社の取締役会にて決議された事実もなく、議論すらも一切なされてはおりません。

その点、貴社もご承知のとおり、本組合への出資比率は当社が99%超となっており、本組合における株式等の投資勘定の取得・処分については、本組合の過半数を超えるリミテッド・パートナーである当社の承認が必要不可欠となります。さらに、本組合から貴社への出資金額の多寡からも明らかなおとおり、当社の連結グループにおいて、貴社が最も重要な子会社に該当することも明らかであります。

そして、2022年8月26日付「警告書」でもお伝えしたとおり、同月25日の当社臨時株主総会に至るまでの数か月間、当社において旧経営陣と新経営陣との間で熾烈な経営権争いが繰り広げられている状況下で、なおかつ、新経営陣において貴社が実行した多額の長期預け金を問題視している中、当社において、重要な子会社である貴社の全株式の処分について承認がなされるはずがありません。

したがって、貴社及び貴社代表者山田氏において、本自己株式取得の前提となる貴社と当社との株式譲渡契約の締結が当社の承認なく行われていることにつき、悪意であった可能性が極めて高く、仮に悪意でなかったとしても、少なくとも過失があったと評価せざるを得ません。

加えて、貴社の財政状態及び経営成績を確認する限り、減資による資本剰余金の増加を考慮しても、額面7億円を超える長期預け金債権の全額を対価として貴社が自己株式の取得を行うことは、会社法481条1項が禁止する分配可能額を超えた自己株式の有償取得に該当するものと思料しますので、この点からも本自己株式が無効であることは明らかであります。

以上、当社としましては、本自己株式取得は無効であり、依然として貴社は当社の子会社に該当するものと考えますので、当社又は本組合として、引き続き株主権を行使させていただきますことをご承知おきください。繰り返しになりますが、本件については投資額及び損失額が甚大であること、取引の実態があまりに不透明であることから、当社株主の皆様のためにも、民事による法的手段に留まらず、その実態解明のため、当社新経営陣としては、ありとあらゆる手段を講じる所存であり、遅かれ早かれ刑事による法的手段にも及ぶこととなります。貴社におかれましては、事の重大性を十二分にご認識いただいた上で、当社の求めに応じられることを重ねてお願い申し上げます。

草々